

職員の願い出による降任実施要綱の制定について

(平成 19 年 10 月 30 日例規警第 114 号)

みだしの要綱を別添のとおり策定し、平成 19 年 10 月 30 日から施行することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

職員の願い出による降任実施要綱

第 1 趣旨

この要綱は、静岡県警察職員の任用に関する訓令（昭和 43 年県本部訓令第 1 号。以下「任用訓令」という。）第 23 条の規定により職員自らの願い出による降任に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 定義

- 1 この要綱において、「降任」とは、職員を現に任命している階級又は職より下位のものに任命することをいう。
- 2 この要綱において、「昇任」とは、職員を現に任命している階級又は職より上位のものに任命することをいう。

第 3 対象職員

この要綱の対象となる職員は、本部長が任命する県警察の職員のうち、巡査部長以上の階級にある警察官及び同相当職以上の警察行政職員とする。

第 4 手続等

- 1 職員は、本部長に降任の願い出をすることができる。
- 2 前記 1 の降任の願い出は、降任願（様式第 1 号）に、診断書その他降任を願い出る理由を確認するに足りる書類を添付し、所属長に提出して行うものとする。ただし、職員が所属長以上の職にあるときは、警務部長を経由して本部長に提出するものとする。
- 3 所属長は、所属の職員から降任願の提出を受けた場合は、当該職員と面接し、降任を願い出る事情、意向等について調査の上、降任願に関する意見書（様式第 2 号）を作成し、当該降任願とともに県本部警務課長（以下「警務課長」という。）を経由して本部長に提出するものとする。
- 4 警務部長は、所属長以上の職にある者から自らの降任願の提出を受けた場合は、当該者と面接し、降任を願い出る事情、意向等について調査の上、降任願に関する意見書を作成し、本部長に提出するものとする。

第 5 降任の決定

- 1 本部長は、降任願及び降任願に関する意見書に基づき、降任を決定するものとする。
- 2 降任の発令は、原則として定期人事異動時に行うものとする。ただし、特別の事情があると認められるときは、この限りでない。

第 6 給与の取扱い

降任後の給料月額は、職員の給与に関する規則（昭和 32 年県人委規則 7-25）の規定によるものとする。

第7 降任後の昇任

- 1 この要綱により降任した職員が、再度昇任を希望する場合には、任用訓令の規定により取扱うものとする。
- 2 前記1に規定する場合において、職員は、昇任を希望する理由を記載した申出書（様式第3号）に、診断書その他降任を願い出た理由の消滅を確認するに足りる書類を添付し、所属長に提出しなければならない。ただし、所属長が認めた場合には、降任を願い出た理由の消滅を確認するに足りる書類を添付することを要しない。
- 3 所属長は、所属の職員から前記2の規定による申出書の提出を受けた場合は、当該職員と面接し、昇任を希望する理由を確認の上、降任を願い出た理由が消滅したかどうかを調査するものとする。
- 4 前記3の規定による調査をした所属長は、降任後の昇任に関する意見書（様式第4号）を作成し、申出書とともに警務課長を経由して本部長に提出するものとする。

第8 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。